

## 公立大学法人宮城大学業務方法書（案）

## （目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 年宮城県規則第 号）第 2 条に規定する事項を定め、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

## （業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

## （業務の委託）

第 3 条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

## （委託契約）

第 4 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

## （競争入札その他契約に関する基本事項）

第 5 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

## （外部資金等）

第 6 条 法人は、業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができるものとする。

## （施設等の貸付け）

第 7 条 法人は、業務に支障がない場合は、法人の土地、施設又は設備の一部を法人以外の者に貸し付けることができる。

## （その他）

第 8 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この業務方法書は、宮城県知事の認可のあった日から施行し、平成 年 月 日から適用する。